



市内の安全安心を支える 消防団の存在

地域の安全を守る 消防団の活動

消防団は、消防本部や消防署と同じく、消防組織法に基づいてそれぞれの市町村に設置されている消防機関です。地域の消防・防災リーダーとして、平常時・非常時を問わず、地域に密着して住民の安全と安心を守るという重要な役割を担っています。

消防団の活動は、火災予防広報や火災・災害現場での消火救助活動、日常の訓練など

多岐にわたります。消防団員の多くは、それぞれ普段の仕事をしながら、日々訓練を積み、災害への対応に当たっています。近年は、女性消防団員も増えており、一人暮らしの高齢者への防火訪問や応急手当の普及指導、幼稚園をはじめとした子どもたちへの広報活動なども実施しています。

災害時、欠かせない存在として活躍

登米市消防団は9支団73分団で構成され、女性消防団員は36人が所属しています。このほかに、消防団演習などを盛り上げるラップ分団には54人が所属しています。

市全体の消防団員数は1312人と、昨年に比べ59人の減少。合併直後の平成17年と比較すると、15年間で全体の4分の1を超える461人も減少しています。

災害時、消防団に求められるのは、即時対応力や対応人



数の増員。こういった特性を發揮するためには、各地域の実情に応じた適正な団員数が必要で、市では、人員確保に向け、消防団を支援する企業などと連携。現在は56の事業所が協力企業として加盟しています。市の防災力を高めるため、各団員は消防団演習や支団ごとの訓練を重ね、技術を継承しています。

大規模災害のときにも、消防団員の存在は欠かせません。東日本大震災時は、消防団車両を使い、各支団が分団単位で家屋や道路の被害状況を

調査。市内や南三陸町での住民避難誘導にも当たりました。そのほか、避難所や給水所での支援活動など、幅広く地域の安心のために活動を展開しました。

また、各支団の技術を競い合う消防団演習や水災害に対応する技術を習得する水防演習などに向け、各支団ごとに日々技術を磨いています。

主な年間行事

- 4月 入団辞令交付式
- 5月 北上川下流等総合水防演習※
- 7月 登米市消防団演習※
- 8月 宮城県消防操法大会
- 11月 秋季火災予防演習
- 12月 年末消防特別警戒
- 1月 消防団出初式
- 3月 春期火災予防運動

※は、令和3年度は中止

Interview



消防本部警防課 大森 友和係長

地域の防災力向上に 必要不可欠な存在として

災害時119番通報を受け、消防職員が出場、消火活動などに当たると同時に迅速に出場し、活動する組織が「消防団」です。大規模災害時などで市内数カ所で被害があったときには、職員だけでは対応できないケースが考えられます。そういったときに消防団の存在はとて頼りになります。また、その地区に住みながら活動へ励む消防団員は、地域に詳しいため、的確かつ迅速に対応に当たることができるかと期待しています。

現在、市内の消防団員数は減少傾向にあります。日々訓練を積んでいる消防団の力は、地域の防災力向上にとっても重要な役割を担っています。火災のみならず、近年多発する自然災害に対応するためにも、地域防災力の要となる消防団は必要不可欠な組織。自分の地域を自分たちで守るという志を持った人の入団を待っています。

活動報酬

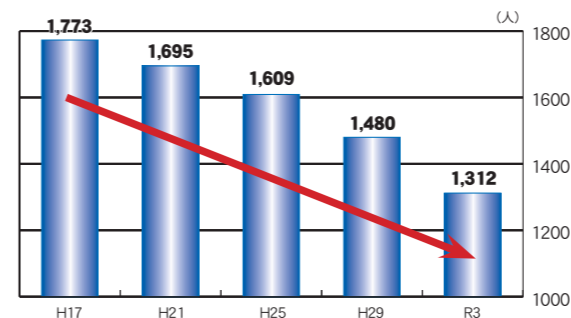
年額 28,000 円

+

区分	水防出動	火災出動	警戒出動	訓練出動	その他出動	特別訓練	会議	整備点検
金額 (1回)	3,700円	3,700円	3,700円	3,700円	3,200円	8,000円	1,800円	1,500円

※登米市消防団条例より

登米市消防団員数の推移



一消防団の歴史一

消防団は、江戸時代に八代将軍徳川吉宗が、江戸南町奉行の大岡越前守に命じ、町火消「いろは四八組」を設置させたことが消防団の始まりといわれています。各火消組に「いろは」などの名前を付け、名誉をかけて競い合うことで消防の発展に大きな成果を果たしました。

1947年4月30日に公布された消防団令により、全国の市町村に自主的民主的な「消防団」を組織。

その後、1951年3月に消防組織法が改正され、任意設置であった消防機関の設置は義務設置となりました。